

○山陽小野田市水道事業給水条例

平成17年3月22日

条例第195号

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 給水装置の工事及び費用（第5条—第11条）
- 第3章 給水（第12条—第27条）
- 第4章 水道料金、加入金及び手数料（第28条—第37条）
- 第5章 管理（第38条—第44条）
- 第6章 貯水槽水道（第45条・第46条）
- 第7章 補則（第47条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担区分その他供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

（給水装置の定義）

第2条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業管理者（以下「管理者」という。）の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

（給水装置の種類）

第3条 給水装置は、次の4種類とする。

- (1) 専用給水装置 1戸又は1か所で専用するもの
- (2) 連用給水装置 2戸又は2か所以上で連合使用するもの
- (3) 共用給水装置 1個の給水栓を2戸又は2世帯以上で共用するもの
- (4) 私設消火栓 消防用に使用するもの

（給水用途の種類）

第4条 給水用途は、次の3種類とする。

- (1) 一般用
- (2) 臨時用
- (3) 船舶用

第9条 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「令」という。）第6条に規定する基準に適合しているものでなければならない。

（給水管及び給水用具の指定）

第10条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーター（以下「メーター」という。）までの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付け、又は配水管から給水管を撤去する工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

（給水装置の変更等の工事）

第11条 管理者は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

2 前項の工事に係る工事費用は、施行者の負担とする。

第3章 給水

（給水の原則）

第12条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限し、又は停止することはない。

2 前項の給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても、管理者はその責を負わない。

（給水契約の申込み）

第13条 水道を使用しようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 管理者は、正当な理由があるときは、前項の申し込みを拒むことができる。

（給水装置の所有者の代理人）

第14条 給水装置の所有者が、市内に居住しないとき、又は管理者において必要があると

使用し、又は他に使用させることができる。

- 2 前項の場合において、給水装置及びその附属器具に損害を与えたときは、管理者が補修の責めを負う。

(使用水量の計量)

第21条 使用水量は、メーターにより計量する。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

(メーターの設置及び貸与)

第22条 管理者は、給水するときは、使用水量を計量するため市のメーターを設置して、給水装置の所有者若しくは管理人又は水道の利用者（以下「水道利用者等」という。）に貸与し、保管させる。ただし、管理者が別に定める事項により特別に認めるものについては、水道利用者等が所有するメーターを使用させることができる。

- 2 前項の規定によるメーターは給水装置に設置し、その位置は、管理者が定める。

(メーターの管理責任)

第23条 水道利用者等は、メーターを常に善良な管理及び注意をもって清潔に保管しなければならない。

- 2 水道利用者等が、前項に定める管理義務を怠ったためにメーターを亡失し、又は破損した場合は、管理者が定める損害額を賠償しなければならない。

(水道利用者等の届出義務)

第24条 水道利用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用をやめるとき。
- (2) 給水用途を変更するとき。
- (3) 消防演習に消火栓を使用するとき。

- 2 水道利用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の利用者の氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 給水装置の所有者に変更があったとき。
- (3) 消防用として水道を使用したとき。
- (4) 貯水槽又は高置水槽の洗浄等に臨時的に水道を使用したとき。

(消火栓の使用)

第25条 消火栓は、消防又は消防演習の場合のほか、使用してはならない。

つき121円とする。

(水道料金の算定)

第30条 水道料金は、隔月定例日（水道料金算定の基準日として、あらかじめ管理者が2か月ごとに定めた日をいう。以下同じ。）にメーターの点検を行い、使用水量を計量し、その示す使用水量をその日の属する期分（メーターの点検を行った日の属する月分及びその前月分をいう。以下同じ。）として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、管理者は、隔月定例日以外の日に点検を行うことができる。

2 前項の隔月メーター点検に基づく期分使用水量は、各月均等に使用したものとみなす。

(使用水量の認定)

第31条 管理者は、特に必要と認めた場合、別に定める規程により、使用水量を認定することができる。

(特別な場合における水道料金の算定)

第32条 月の中途において、水道の使用を開始し、中止し、又は廃止したときの水道料金は、次のとおりとする。

(1) 使用日数が16日以上ときは、1か月分として算定する。

(2) 使用日数が15日以下ときは、基本料金の半額とする。ただし、その使用水量が所定の基本水量の2分の1を超えるときは、その超える部分について従量料金を算定し、加算する。

2 月の中途において口径を変更したときの水道料金は、次のとおりとする。

(1) 変更のあった日から使用日数が16日以上ときは、変更後の口径により1か月分として算定する。

(2) 変更のあった日から使用日数が15日以下ときは、変更前の口径により1か月分として算定する。

3 月の中途において給水用途を変更したときの水道料金は、次のとおりとする。

(1) 変更のあった日から使用日数が16日以上ときは、変更後の給水用途により1か月分として算定する。

(2) 変更のあった日から使用日数が15日以下ときは、変更前の給水用途により1か月分として算定する。

4 使用中止若しくは廃止の届出がないとき、又はメーターに使用水量を表示しないときでも、所定の基本料金は徴収する。

(水道料金の徴収方法及び納期)

2 既納の手数料は、これを還付しない。

(水道料金、加入金及び手数料の減免)

第37条 管理者は、特に必要があると認めた者に対しては、その申請により水道料金、加入金若しくは手数料を軽減し、又は免除することができる。

第5章 管理

(給水装置の検査等)

第38条 管理者は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し適当な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第39条 管理者は、給水を受けようとする者の給水装置の構造及び材質が令第6条に規定する基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、給水を受けようとする者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第40条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 水道利用者等が、この条例の規定により納付しなければならない水道料金、加入金、手数料その他の費用を指定期限内に納入しないとき。
- (2) 水道利用者等が、正当な理由がなく、第30条の使用水量の点検又は第38条の給水装置の検査を拒み、若しくは妨げたとき。
- (3) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なおこれを改めないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この条例及びこの条例に基づく規程に違反したとき。

(給水装置の廃止義務及び切離し)

第41条 給水装置の所有者その他給水装置について処分権限を有する者（以下「所有者等」という。）は、当該給水装置を使用する見込みがなくなったときは、管理者に届け出て廃止しなければならない。

- 2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報の提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第46条 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。）の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

- 2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第7章 補則

(委任)

第47条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年3月22日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日の前日（以下「施行日」という。）までに、小野田市水道給水条例（平成10年小野田市条例第22号）又は山陽町水道事業給水条例（昭和62年山陽町条例第4号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日の前日までにした行為に対する過料の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則（平成20年12月22日条例第36号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の山陽小野田市水道事業給水条例第29条の規定は、平成21年4月検針に係る使用水量のうち、平成21年4月分として徴収する料金から適用し、平成21年3月分として徴収する料金については、なお従前の例による。

附 則（平成25年12月26日条例第51号）

(施行期日)

得た額と、税抜価格に3分の1を乗じ、その額に1.1を乗じて得た額との合計額とする。

(加入金に関する経過措置)

- 4 新条例第35条第2項ただし書の規定により、施行日前に給水装置の新設又は改造工事の申込みをし、施行日後に加入金を納入するものについては、なお従前の例による。

附 則 (令和元年12月20日条例第46号)

この条例は、令和2年1月1日から施行する。

附 則 (令和2年9月30日条例第46号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年9月29日条例第27号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前から継続して供給している水道水の使用で、施行日直前の隔月定例日から施行日以降における最初の隔月定例日までの間に算定された水量に基づいて算定する水道料金については、改正後の山陽小野田市水道事業給水条例(以下「新条例」という。)別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(激変緩和措置)

- 4 施行日から令和10年3月31日(以下「激変緩和措置満了日」という。)までの間における水道料金については、新条例別表の規定にかかわらず、附則別表の規定により算定する。
- 5 激変緩和措置満了日以前から継続して供給している水道水の使用で激変緩和措置満了日の翌日における直前の隔月定例日から激変緩和措置満了日の翌日以降における最初の隔月定例日までの間に算定された水量に基づいて算定する水道料金については、新条例別表の規定にかかわらず、附則別表の規定による。

附則別表

水道料金表 (令和6年4月1日から令和10年3月31日まで)

給水用途	メーター口径	基本料金 (1箇月につき)	従量料金 (1箇月につき)
一般用	13ミリメートル	4立方メートルまで 1,320円	4立方メートル(基本水量)を超え100立方メートルまでのもの
	20ミリメートル	4立方メートルまで	1立方メートルにつき

		1,419円	え
20ミリメートル	4立方メートルまで	1,958円	100立方メートルまでのもの 1立方メートルにつき 143円 100立方メートルを超え 200立方メートルまでのもの 1立方メートルにつき 236.5円 200立方メートルを超えるもの 1立方メートルにつき 253円
25ミリメートル		2,970円	100立方メートルまでのもの
40ミリメートル		11,220円	1立方メートルにつき
50ミリメートル		19,140円	198円
75ミリメートル		44,330円	100立方メートルを超え
100ミリメートル		100,870円	300立方メートルまでのもの
150ミリメートル		267,410円	1立方メートルにつき
200ミリメートル		495,000円	236.5円 300立方メートルを超えるもの 1立方メートルにつき 253円
臨時用	—	—	1立方メートルにつき 550円
船舶用	—	—	1立方メートルにつき 440円

注 水道料金は、上記の表により算出した額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。）とする。